

## 福島県次世代育成支援対策施設整備事業補助金交付要綱

(最終改正 令和7年3月25日)

(趣旨)

第1条 県は、市町村（中核市を除く。以下同様。）、社会福祉法人等が、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第11条第1項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となる児童福祉施設等及び障害児施設の整備事業を行う場合に、市町村、社会福祉法人等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「児童福祉施設」、「障害児施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項及び第7条等で定める施設のうち次の表の施設の種類の掲げる施設をいう。

(1) 児童福祉施設

| 設置根拠     | 施設の種類                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| 児童福祉法第7条 | 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター |

(2) 障害児施設

| 設置根拠            | 施設の種類                                                          |
|-----------------|----------------------------------------------------------------|
| 児童福祉法第6条の2の2第1項 | 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所 |
| 児童福祉法第7条        | 障害児入所施設及び児童発達支援センター                                            |

2 この要綱において「市町村、社会福祉法人等」とは、次の表の設置主体に掲げるものをいう。

| 施設の種類              | 設置根拠等             | 設置主体                             |
|--------------------|-------------------|----------------------------------|
| 児童福祉施設（障害児施設等を除く。） | 児童福祉法第35条第3項又は第4項 | 市町村、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び公益財団法人 |

|                                                                |                |                                                             |
|----------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------|
| 一時預かり事業所                                                       | 児童福祉法第6条の3第7項  | 市町村                                                         |
| 児童福祉施設（児童発達支援センターに限る。）                                         | 児童福祉法第35条第4項   | 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人及び営利法人等 |
| 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所 | 児童福祉法第34条の3第2項 |                                                             |

3 この要綱において「施設整備」とは、次の表の種類に掲げるものをいう。

| 種類 | 整備区分         | 整備内容                                                                        |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 新設 | 創設           | 新たな施設の整備                                                                    |
| 修理 | 大規模修繕等       | 令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」による既存施設の整備 |
| 改造 | 増築           | 既存施設の現在定員の増員を図るための整備                                                        |
|    | 増改築          | 既存施設の現在定員の増員を図るための増築及び既存施設の改築                                               |
|    | 改築           | 現在定員の増員を伴わない既存施設の改築                                                         |
| 拡張 | 拡張           | 現在定員の増員を伴わない既存施設の改築であって、延面積の増加を伴う整備                                         |
| 整備 | スプリンクラー設備等整備 | 令和5年8月22日こ成事第422号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」による整備  |

|              |                                                                                        |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 老朽民間児童福祉施設整備 | 令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」による整備（ただし、社会福祉法人設置の施設に限る。）            |
| 防犯対策強化に係る整備  | 令和5年8月22日こ成事第429号こども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」による整備                         |
| 応急仮設施設整備     | 令和5年8月22日こ成事第428号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」による整備          |
| 避難スペース整備     | 令和5年8月22日こ成事第427号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」による避難スペースの整備 |
| こどもの居場所整備    | 令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」による整備           |

（補助の対象及び補助額）

第3条 この補助金の対象者は、児童福祉施設等及び障害児施設のハード整備事業を行う市町村、社会福祉法人等とする（以下「ハード整備事業者」という。）。

2 この補助金の交付額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知）」（以下「交付要綱」という。）に定められた方法で算定された交付金の額（以下「国庫負担分」という。）に国庫負担分の2分の1を乗じて得た額（算定額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を加えた額とする。ただし、児童厚生施設において、交付要綱第8条（3）に定める事業の場合は、算定された国庫負担分の2分の1を乗じて得た額（算定額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を交付額とし、第8条（4）に定める事業の場合は、第8条（4）において「国」とあるのを「県」と読み替えたうえで、算定された額（算定額に1,000円

未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)を交付額とする。z

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、次世代育成支援対策施設整備事業補助金交付申請書(様式第1号)とし、その提出期限は、知事が別に定める。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 歳入歳出予算書(見込書)の抄本
- (4) 見積書の写し

3 ハード整備事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 ハード整備事業者は、やむを得ない事情により、交付決定以前に事業を開始する必要がある場合は、別に定める規程によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

5 ハード整備事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次に掲げる内容とする。

- (1) ハード整備事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) ハード整備事業を中止し、又は廃止する場合(一部中止又は廃止を含む。)には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) ハード整備事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) ハード整備事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びにハード整備事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この

補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合又は第7号前段により知事に報告があった場合には、その収入又はその仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) ハード整備事業により取得し、又は効用の増加した財産については、ハード整備事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) ハード整備事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合、ハード整備事業を行う者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。
- (8) ハード整備事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿及び補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類をハード整備事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) ハード整備事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) ハード整備事業者がハード整備事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) ハード整備事業者がハード整備事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は財団法人JKA若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (13) ハード整備事業者が（1）から（12）により付した条件に違反した場合には、

この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。

2 規則第6条第1項第2号の規定に基づく承認を受けようとする場合は、次世代育成支援対策施設整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

3 第1項第1号に規定する軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合とする。

（1）補助金に影響のない事業費の変更で、かつ、当初の事業費の20パーセント以内の変更

（2）ハード整備事業に係る工事の請負額が設計額を下回るために補助金の減（設計額の20パーセント以内）が生じる変更

（変更の承認の申請）

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請をしようとする場合には、第4条に定める申請手続に準じて行うものとする。

（申請を取り下げることができる期日）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（概算払）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づく補助金の概算払を受けようとするときは、次世代育成支援対策施設整備事業補助金概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第9条 規則第11条の規定による事業の遂行状況の報告は、施設整備に係る工事に着工したときはその日から起算して10日以内に次世代育成支援対策施設整備着工報告書（第7号様式）により、12月末日現在の工事進捗状況については次世代育成支援対策施設整備進捗状況報告書（第8号様式）により別に指示する日までに知事に報告しなければならない。

（完了報告）

第10条 ハード整備事業者は、当該事業が完了したときは、次世代育成支援対策施設整備事業完了報告書（第9号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、次世代育成支援対策施設整備事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について、知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 精算額内訳書（第 1 1 号様式）
  - (2) 事業実績報告内訳書（第 1 2 号様式）
  - (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- （補助金の交付請求）

第 1 2 条 補助金の交付の決定の通知を受けたハード整備事業者は、その事業が完了した場合には、次世代育成支援対策施設整備事業補助金交付請求書（様式第 1 3 号）を速やかに知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 1 3 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

（書類の経由）

第 1 4 条 障害児施設のハード整備事業を行う場合は、規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は所管の保健福祉事務所の長（いわき市にあってはいわき地方振興局の長）を経由して提出しなければならない。

（書類の提出部数）

第 1 5 条 障害児施設のハード整備事業を行う場合は、規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類の部数は 3 部とする。

（補則）

第 1 6 条 特別の事情により第 4 条、第 6 条、第 9 条及び第 1 1 条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 5 月 3 0 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成 2 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 1 月 2 5 日から施行し、平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 6 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 2 5 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行し、令和6年4月1日より適用する。